



改正派遣法に基づくマージン率の公開について

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

■ 1. 労働者派遣の人数

派遣労働者の人数
2名

派遣先の件数
3件

■ 2. 労働者派遣の実績 (一人当たり)

派遣料金(1日8時間当たり)
25,261円

賃金(1日8時間当たり)
19,893円

■ 3. 教育、訓練に関する取り組み状況

- ・新入社員研修、OJT
- ・スキルアップの為に資格取得の為に費用のサポートを行う。
- ・勉強会を開催し、スキルの底上げや、新しい技術の習得のサポートを行う。
- ・セキュリティ教育

■ 4. マージン率 21.2%

マージン率の算定には以下の費用が加味されています。

- ・派遣労働者の賃金
- ・派遣労働者の社会保険料